

Bird & Bird

欧州における個人情報保護の
競争政策上の取扱い

バード&バード法律事務所

ブリュッセルオフィス

パートナー 弁護士 杉本 武重

直通 +32 (0)2 282 6076

携帯 +32 (0)499 054619

takeshige.sugimoto@twobirds.com

目次

I. GDPRの基本概念	3
II. 欧州において個人情報保護の問題が競争政策上どのように取り扱われているのか	12
III. まとめ	21

I. GDPRの基本概念

EUデータ保護指令からGDPRへ

- **GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)**は「EU基本権憲章」というEU法体系の根幹をなす法において保障されている、**個人データの保護に対する権利という基本的人権の保護**を目的とした法律である。GDPRは、基本的人権という「EU基本権憲章」上の重要な価値を保障するため、違反に対し厳しい行政罰を定める。
- GDPR違反の場合の制裁金の上限額には2通りのタイプがあり、事業者以外の政府機関や事業者団体もGDPRの対象となる
 - 1,000万ユーロ以下、または事業者の場合には前会計年度の全世界年間売上高の2%以下のいずれか高い方
 - 2,000万ユーロ以下、または事業者の場合には前会計年度の全世界年間売上高の4%以下のいずれか高い方

EUデータ保護指令 95/46/EC

(2018年5月24日まで)

- データ保護法は加盟国毎に異なる。31の加盟国法としてのデータ保護法が存在する。
- およそ40のデータ保護監督当局 ([Data Protection Supervisory Authority](#)) が存在
- **第29条作業部会** (加盟国各国のデータ保護機関の代表、欧州委員会司法総局データ保護課の代表、欧州データ保護監察機関の代表によって構成される)は、特定の問題に関して共通の解釈と分析を提供することにより、EEA加盟国のデータ保護法の解釈にある程度の調和をもたらす。
- 限られた法的執行および小さな制裁



GDPR

(2018年5月25日から適用開始)

- 加盟国各国のデータ保護法は廃止 (但し、一定の事項 (雇用、ジャーナリズム、研究等) については加盟国が各国のデータ保護法を立法することができ、実際に立法が行われている)
- 指令よりも範囲を拡大
- 調和を増大させる。
- 企業に対して新たな説明責任を導入する。
- 個人の権利を強化する。
- 執行と制裁を増大させる (莫大な金額になりうる制裁金制度の導入)。
- 第29条作業部会は欧州データ保護会議 ([European Data Protection Board](#), 「**EDPB**」) へと改組

GDPRを一言で説明すると？

「個人データ」の「処理」と「移転」に関する法律

- GDPRは、個人データを処理し、個人データを欧州経済領域 (European Economic Area: EEA (EU加盟国28ヶ国 + アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー)) から第三国に移転するために満たすべき法的要件を規定している。個人データの移転は原則として禁止されており、例外的に適法化される。

概念	説明	例
個人データ (第4条(1)および前文第26項から第30項)	<p><u>識別されたまたは識別可能な自然人に関連する全ての情報</u></p> <p>識別可能な自然人とは、直接または間接的に識別される人である。個人が識別可能かどうかを判断するには、個人を直接または間接的に識別するために管理者またはそれ以外の者が適切に使用可能な全ての手段を考慮しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">- 名前- 識別番号- 所在地データ- 職業上のE-mailアドレス- オンライン識別子(IPアドレス / クッキー識別子)- 身体的/生理学的/遺伝子的/精神的/経済的/文化的/社会的固有性に関する要因
処理 (Processing) (第4条(2))	<p>GDPRは、処理がEU内で行われるか否かにかかわらず、EU内の管理者または処理者の拠点の活動に照らして個人データの処理に適用される (第3条(1); <i>Google Spain, C-131/12</i>)</p> <p>処理とは、<u>自動的手段で行われるか否かにかかわらず、個人データに対して行われる全ての操作または組単位の操作</u>を意味する。</p>	<ul style="list-style-type: none">- E-mailアドレスの収集- クレジットカードの詳細の保管- 顧客の連絡先詳細の変更- 顧客の名前の開示- 上司の従業員業務評価の閲覧- データ主体のオンライン上の識別子の削除- 全従業員の名前、社内での職務、事業所の住所および写真を含むディレクトリの作成
移転 (Transfer)	<p>「個人データの移転」の概念は指令とGDPRのいずれにも定義されていない。あえて定義すると、<u>第三国の第三者に対して個人データを閲覧可能にするためのあらゆる行為</u>である</p>	<p>個人データを含んだ書面または電子形式の文書を郵便またはメールを通して送付する</p>

GDPR違反の場合の制裁金の基準と違反行為の類型

- **ポイント:**「事業者の全世界年間売上高」とは、事業者グループの最終親会社に遡って、その最終親会社のグループをいう。例えば、日本企業の欧州子会社によるGDPR違反の場合には日本本社のグループの全世界年間売上高となる。

制裁金の基準	違反行為の類型
<p>管理者または処理者が、右記に当てはまる場合、<u>1000万ユーロ以下</u>、または事業者の場合には、<u>事業者の全世界年間売上高の2%以下のいずれか高い方</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 16歳未満の子どもに対する直接的な情報社会サービスの提供に関する個人データの処理には、子に対する保護責任を持つ者による同意または許可が必要という条件に従わなかった場合(第8条) ▪ GDPR要件を満たすために適切な技術的・組織的な対策を実施しなかった、またはそのような措置を実施しない処理者を利用した場合(第25条、第28条) ▪ 義務があるのにEU代理人を選任しない場合(第27条) ▪ 責任に基づいて処理行為の記録を保持しない場合(第30条) ▪ 監督当局に協力しない場合(第31条) ▪ リスクに対する適切なセキュリティレベルを保証する適切な技術的・組織的な対策を実施しなかった場合(第32条) ▪ 個人データ侵害を義務があるのに監督当局に通知しなかった場合(第33条)、データ主体に通知しなかった場合(第34条) ▪ 義務があるのにデータ保護影響評価を行わなかった場合(第35条) ▪ データ保護影響評価によって示されていたにも係わらず処理の前に監督当局に助言を求めなかった場合(第36条) ▪ データ保護責任者を選任しなかった場合、またはその職や役務を尊重しなかった場合(第37～39条)
<p>管理者または処理者が、右記に当てはまる場合、<u>2000万ユーロ以下</u>、または事業者の場合には、<u>事業者の全世界年間売上高の4%以下のいずれか高い方</u></p> <p>Slide 6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ データ処理に関する原則を遵守しなかった場合(第5条) ▪ 適法に個人データを処理しなかった場合(第6条) ▪ 同意の条件を遵守しなかった場合(第7条) ▪ 特別カテゴリーの個人データ処理の条件を遵守しなかった場合(第9条) ▪ データ主体の権利およびその行使の手順を尊重しなかった場合(第12-22条) ▪ 個人データの移転の条件に従わなかった場合(第44-49条) ▪ 第9章の下で採択された加盟国法に基づく義務に違反した場合 ▪ 監督当局の命令に従わなかった場合(第58条(1)および(2))

GDPRの適用範囲

GDPRは、日本国内の日本企業に対しても適用されうる。

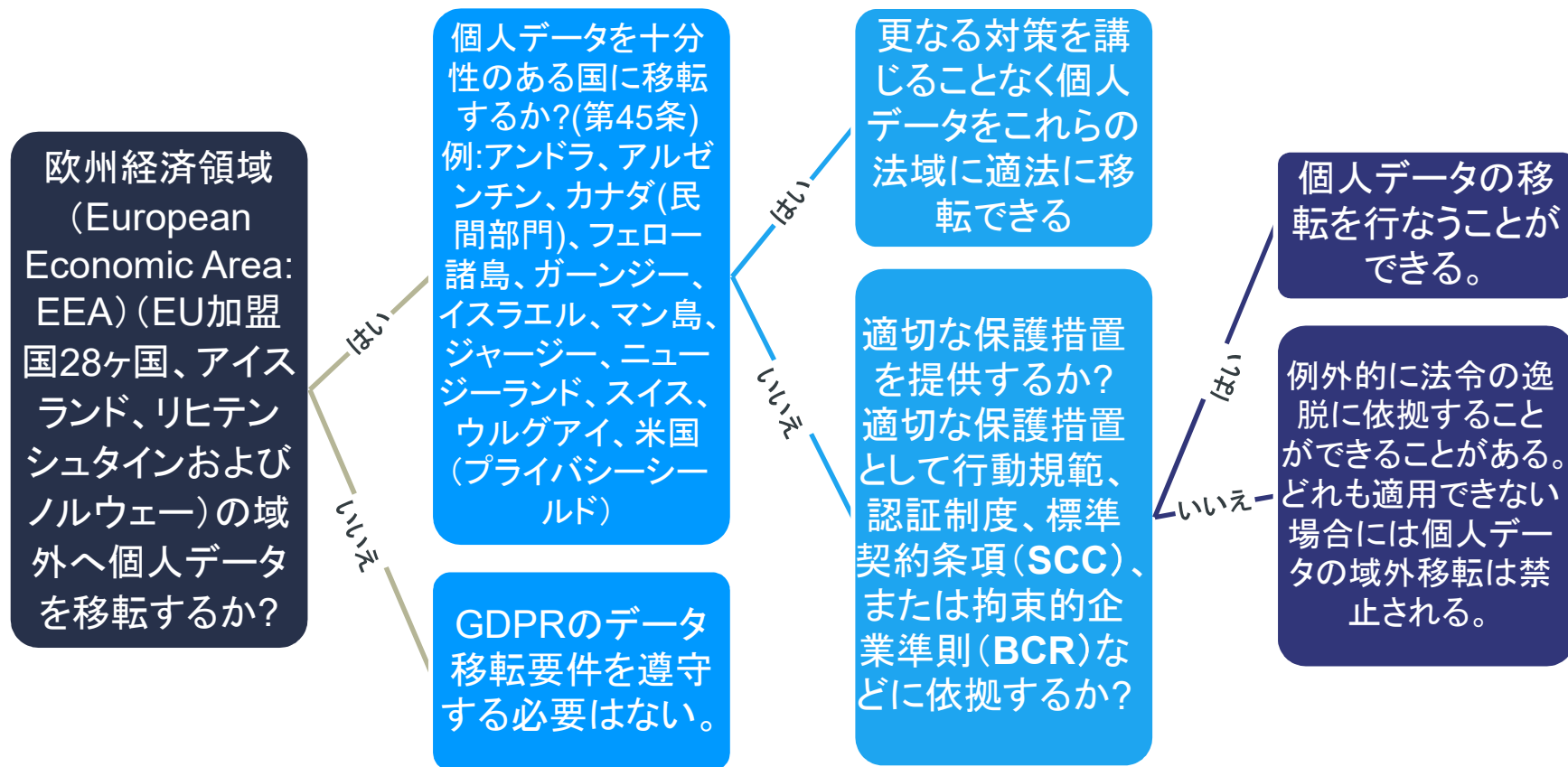
1. GDPRはEEA内の管理者または処理者の活動に関連してなされる個人データの処理に適用される。この場合、その処理がEEA域内又は域外でなされるか否かについては問わない
 - 日本国内からEEA内にいる個人の個人データの取得等の処理を行う場合には、その処理が、自社グループのEEA内拠点の活動に関連してなされる場合、日本国内の拠点であっても、GDPRが直接適用されてしまう。
2. GDPRはEEA内に拠点のない管理者又は処理者によるEEA内に所在するデータ主体の個人データの処理に適用される。ただし、処理活動が次に掲げる項目に関連しているものに限られる
 - (a) EEA内に所在するデータ主体に対する商品又はサービスの提供に関する処理。この場合、データ主体に支払が要求されるか否かについては問わない。
 - (b) EEA内で行われるデータ主体の行動の監視に関する処理
 - 日本国内からEEA内にいる個人の個人データの取得等の処理を行う場合には、その企業がEEA内に拠点を持たない場合にも、GDPRが直接適用されてしまう。

欧州GDPRのポイント(個人データの処理・移転の規制)

域外適用	欧州域内の事業者だけでなく、欧州域外から欧州域内の居住者にサービスを提供又はモニタリングをしている海外企業にも本規則を適用
外部委託先への適用	個人データを管理する管理者だけでなく、データ処理(収集、保管等)の委託先となる処理者にも適用。管理者・処理者間での一定の契約義務
データ保護 影響評価	新技術の利用によって個人の権利に対するリスクが高い場合、データ保護影響評価を実施すること
第三国への データ移転制限	第三国への個人データ移転を原則として禁止し、一定の条件を満たす場合に適法化する(充分性認定やSCCなど)
個人の 権利保護強化	個人情報収集、利用に際しての法的根拠を備えることが必要。また、個人データの処理の目的や法的根拠についてのデータ主体に対する情報提供義務の規定。データポータビリティの権利・忘れられる権利も明記
データ保護 責任者の設置	データ保護に関する知識、専門性を有するデータ保護責任者(DPO)を選任・設置し、監督当局に連絡先を通知
データ侵害時の 通知義務	個人データ侵害が発生した場合、72時間以内に侵害が発生した国の監督当局に報告し人権に与える影響が大きい場合個人にも遅滞なく通知
高額な制裁金	GDPR違反企業には、最大全世界の年間売上の4%または2,000万ユーロのいずれか高い方の制裁金を科す

個人データ移転規制: 概要

個人データの移転規制に違反した場合には、2000万ユーロ以下、または事業者の場合には、事業者の全世界年間売上高の4%以下のいずれか高い方の制裁金が科せられる可能性がある。



GDPR: SCC・BCRと十分性認定との関係性

項目	内容	十分性認定との関係性
標準契約 条項 SCC Standard Contractual Clauses	欧州委員会が決定したデータ移転契約の雛型をデータ輸出者（EEA内）とデータ輸入者（EEA外）との間で締結する。	<ul style="list-style-type: none">• 十分性認定による場合、EEAから日本への個人データの移転については補完的ルールを遵守すればよく、SCCやBCRの使用は不要• EEAから日本以外の第三国への個人データの移転については引き続きSCC、BCRの使用が必要
拘束的 企業準則 BCR Binding Corporate Rules	グループ企業全体のデータ保護ルールに関して欧州のデータ保護監督当局の審査を受け、承認を得ることでグループ企業内で個人データの移転を自由に行うことが可能となる。	<ul style="list-style-type: none">• SCC、BCRによって移転させた個人データの処理について補完的ルールを遵守する必要はない• SCC、BCRによる場合には、十分性認定に関する欧州裁判所における訴訟や欧州委員会による十分性認定の見直し等に影響されない

2018年5月以降のGDPRの執行動向

- オランダのデータ保護監督当局は、2018年7月17日付で、10の異なるセクター(産業、水供給、建設、小売り、接客、旅行、通信、金融、事業サービス、ヘルスケア)から、ランダムに選出された30の大企業について、GDPR第30条に基づく処理行為の記録の作成・管理義務の遵守状況に関する調査開始を公表。この調査結果はまだ出ていない。
- ✓ 米国のIT企業以外の一般的な企業に対しても、GDPR上の調査は始まっている。
- ✓ 欧州の各拠点で行っている個人データの処理について、処理の目的毎に、行っている個人データの処理を一つ一つ棚卸しし、タイムリーにアップデートしておかなければ、処理行為の記録の作成・管理義務に違反し、GDPR上の制裁金を科せられるリスクが出てくる。
- 欧州のデータ保護監督当局がGDPRに基づいて制裁金決定を科した事例 :ポルトガルの監督当局が、2018年7月17日に、40万ユーロ(日本円で5000万円超)の制裁金決定を科した事案(10月最終週になって公表された)。
- ✓ 決定の理由は、病院が患者のデータを保護するために適切な技術的・組織的対策を取らなかったというもの。金額としてはそれほど高額ではないが、米国のIT企業以外の会社に対しても、早速GDPRの執行がなされているものとして参考になる。

II. 欧州において個人情報保護の問題が競争政策上どのように取り扱われているのか

欧州において個人情報保護の問題が競争政策上どのように取り扱われているのか

1. 個人情報保護ルールを通じた市場支配力の獲得
2. プライバシー保護水準による競争
3. 個人情報保護推進による競争環境の整備
4. 競争法執行・競争政策推進を通じた個人情報保護の達成

1. 個人情報保護ルールを通じた市場支配力の獲得

ドイツ連邦カルテル庁によるFacebook調査

- 2016年3月、ドイツ連邦カルテル庁は、消費者が十分に取得される個人データの種類と程度について知らされていたか否かを調べるため、Facebookのサービス条項に対する調査を開始した。カルテル庁は、Facebookのサービス条項がデータ保護法に違反しており、それにより不公正な条件の濫用的な賦課により競争法上の支配的地位の濫用を構成すると考えた。当該調査は、支配的地位にある企業の搾取行為がTFEU102条の下で反競争的と見なされるかどうかを評価するためのベンチマークとしてデータ保護法の原則が使用可能であるという見解に基づいたものであるように考えられる。
- 2017年12月、カルテル庁は、Facebookによる第三者のソースからのデータの取得および使用が濫用的であるという予備的な評価に達した。カルテル庁によれば、FacebookはFacebookのソーシャルネットワークの使用を、Facebookが第三者のウェブサイトを使用することにより発生させる全ての種類のデータの取得およびユーザーのFacebookアカウントと結合させることが許されることという条件付きとすることにより、支配的地位を濫用している。
- カルテル庁は、「全体のパッケージ」を受け入れるかまたはFacebookを使えないかのいずれかの選択肢を与えられることを前提として、ユーザーがこの形式のデータ取得および処理に対して効果的に同意することを前提としている。カルテル庁は、Facebookのサービス条項が不適切でありデータ保護条項の侵害であり、データ保護条項の違反と見なした。カルテル庁の評価によれば、消費者はウェブサイトやアプリからFacebookへとデータが転送されることによる処理に対してより強いコントロールを与えられるべきであり、Facebookはデータの取得を効果的に制限するための適した選択肢を消費者に与える必要があるとのことである。
- 特に、調査の中心は、Facebookユーザーによって与えられる同意が十分に情報通知がなされた上で行われたものであるかどうか(GDPR4条11号)にあるようである。

2. プライバシー保護水準による競争

4つの例

- 1) プライバシー保護水準も、取引先選択上の実質的要素として考慮されつつある
- 2) ロックインされたデータ主体(=消費者)に対する予期せぬ不利益がプライバシーポリシーの低下である場合
- 3) プライバシーポリシーに係るカルテル
- 4) 個人情報保護に係る分野別の保護規律策定や個人情報の処理に関する標準化活動

2. プライバシー保護水準による競争

1) プライバシー保護水準も、取引先選択上の実質的要素として考慮されつつある

- Facebook/WhatsApp (3 Oct. 2014)
 - プライバシーは、価格、通信サービスの信頼性、アプリのユーザーベースおよび認知される流行などの本件に適用のある数多くの競争パラメータの一つであるに過ぎないと見なされた。
- Microsoft/LinkedIn (6 Dec. 2016)
 - 欧州委員会によれば、市場調査の結果実際にプライバシーが競争の重要なパラメータでありプロのソーシャルネットワークの市場における顧客選択の牽引役であることが市場調査の結果明らかになった。
- TomTom/Tele Atlas (14 May 2008)
 - 顧客情報がどのように使用されるかに関係する懸念により、製品の価値が下落する可能性がある。

2. プライバシー保護水準による競争

2) ロックインされたデータ主体(=消費者)に対する予期せぬ不利益がプライバシーポリシーの低下である場合

- 2016年8月のWhatsAppのプライバシーポリシーのアップデート
 - 欧州委員会は、EU競争法に基づき、2014年の企業結合調査の間にFacebookが不正確なまたはミスリーディングな情報を提供したために1.1億ユーロをFacebookに科した。
 - Facebookが、欧州委員会に対して、FacebookはFacebookのユーザーのアカウントおよびWhatsAppのユーザーのアカウントの間の信頼性のある自動マッチングを行うことができないと知らせたが、WhatsAppが2016年8月に行ったサービス条項のアップデートは、WhatsAppのユーザーの電話番号をFacebookのユーザーのアイデンティティとリンクさせる可能性を含んでいた
 - 上記に基づいて、欧州委員会は、FacebookとWhatsAppのユーザーのアイデンティティを自動的にマッチングさせる技術的な可能性が2014年に存在しており、Facebookのスタッフが当該可能性に気が付いていたことを認定した。

2. プライバシー保護水準による競争

4) 個人情報保護に係る分野別の保護規律策定や個人情報の処理に関する標準化活動

- 過度・拘束的な保護ルールとなる場合は競争回避的・事業活動拘束的な共同行為の側面が出てくることが懸念されるが、今までのところ欧州では欧州委員会をはじめとする競争当局が上記の側面を踏まえて競争法の執行を行ったという事実は把握されておらず、依然として理論上の問題に留まる。
 - GDPR40条では行動規範(Codes of Conduct)の制度が定められている。行動規範は、セクターや中小企業の異なる処理行為のニーズを反映させ、あるセクターを代表する事業者団体または業界団体が当該セクターがGDPRを効率的およびコスト効率の良い方法で遵守することを助けるものである。欧州委員会は、行動規範がEU加盟国すべてにおいて有効かどうかを決めることができる。当該行動規範がより多くのEU加盟国をカバーする場合には、管轄監督当局は当該行動規範を欧州データ保護会議(EDPB)に提出し、EDPBは当該行動規範への意見を欧州委員会に対して発出する。
- 欧州委員会(司法総局)がGDPRに基づいて承認した行動規範の内容がEU競争法に違反するものであった場合に、欧州委員会(競争総局)は当該行動規範を利用する事業者または事業者団体に対してEU競争法を執行する余地はあるのか？

2. プライバシー保護水準による競争

3) プライバシーポリシーに係るカルテル

- 例としては、事業者間での個人情報保護基準を低めに設定することで、水平的な競争制限合意と見なされることが考えられる。
- 欧州において実際にプライバシーポリシーに係るカルテルについて欧州委員会等の競争当局による執行が行われたという事実は今までのところでは把握されていないが注意が必要である。

3. 個人情報保護推進による競争環境の整備

競争上の懸念の顕在化を除外する制限としてのデータ保護

- Microsoft/LinkedIn (6 Dec. 2016)
 - オンライン広告に係るデータセットの企業結合後の結合の競争上の影響の評価として欧州委員会は「当該データ結合は統合会社によって適用されるデータ保護法によって許容される限度で実行することが可能である」「新しく採択されたGDPRは直接適用され得るし、加盟国の国内法としてのデータ保護法間での乖離の範囲はその執行を含めて減少する」としている。
 - 特にGDPRについては適用開始前からその適用があることを前提にGDPRに違反する形でのデータセットの結合が行われないことを前提に判断がなされている。要するに、企業が欧州のデータ保護法を遵守することを前提としているため、競争制限効果のある個人データの処理が行われにくいことを分析の出発点としてしまっているように思われる
- ←この点については、企業結合当事会社がGDPRやEU加盟国のデータ保護法を遵守することを所与の前提として競争法上の分析を行うのではなく、これらのデータ保護法への遵守を企業結合当事会社に証明させることによって競争制限効果が大きくないことを認定する判断枠組みとすることが望ましいのではないかと考えられる。この考え方はGDPR上の説明責任の考え方とも合致する。

3. 個人情報保護推進による競争環境の整備

データポータビリティ

- データポータビリティの権利: データ主体がデータ管理者に提供してきた個人データを、構造化され、一般的に利用され、機械可読な形式で受け取る権利、および当該データを管理者からの妨害を受けることなく、他の管理者に転送する権利によって構成される。
- 競争法の観点からは、データポータビリティは管理者間の競争を促進するための重要な一步であるといえるが、これはデータポータビリティにより減少する切替コストのためデータ主体がプロバイダー間で切替えを行う動機づけを与えるためである。
- Sanofi/Google/DMI JV企業結合審査決定 (23 Feb. 2016)
 - 欧州委員会は、統合されたデジタル薬品プラットフォームを使用した糖尿病の管理と治療のサービスを提供するJV(合併事業)が患者のデータの他のサービスへの可搬性を制限しまたは妨害することによって当該サービスに患者をロックインするリスクが近い将来に生じることはないとは判断した。その理由として上記決定当時は、未だ法案に過ぎなかったGDPR上に記載されていたデータポータビリティの権利を当該患者が使用できることが挙げられていた。
 - 法案に記載されている新しい権利に依拠して競争上の懸念が生じることを否定することには問題がある。あくまでも企業結合当事会社から企業結合後にデータポータビリティの権利行使の効果と同様の効果が生じるような構造的措置または行動的措置を義務付ける問題解消措置を活用することで、上記のような競争上の懸念に対しては対応すべきであろう。
- データポータビリティの権利は、適用されるタイミング、対象等によってはむしろ既存独占企業の地位維持につながり、競争環境にネガティブな影響を与える側面もあると考えられる。

3. 個人情報保護推進による競争環境の整備

プロファイリング規制

- プロファイリングとは、自然人に関連する特定の個人的側面（特に、当該個人の職務遂行状況、経済的状況、健康、趣味嗜好、信頼性、態度、所在地または行動）を評価（特に、分析、予測）するために行う、個人データを使用した自動化された処理のことをいう。
- プロファイリングが使われ得る3つの場面。1)から3)のいずれもプロファイリングは原則として禁止されており例外的な適法要件を満たす場合にのみ可能。
 - 1) 完全に自動化された意思決定でプロファイリングを含むもの（例：人間の関与は全くなしに、一定のアルゴリズムにより、実際にローン契約を締結するかを自動的に意思決定し、顧客に連絡する）
 - 2) 一般的なプロファイリング（例：顧客から入力された個人データの自動的な処理により、ローン審査のための顧客の信頼度に関するプロファイルを作成する）
 - 3) プロファイリングに基づく意思決定（例：上記の自動的に生成されたプロファイルに基づいて、実際にローン契約を締結するかの意思決定は人間が行う）
- GDPR上のプロファイリング規制への違反をEU競争法上の支配的地位の濫用と構成する可能性はあるが、管理者性および「排他的行為」の認定にハードルがある。
- プロファイリング規制は、適用されるタイミング、対象等によってはむしろ既存独占企業の地位維持につながり、競争環境にネガティブな影響を与える側面もあると考えられる。

4. 競争法執行・競争政策推進を通じた個人情報保護の達成

- 欧州データ保護会議(EDPB)の経済的集中のデータ保護の影響に関する声明(27 Aug. 2018)
 - 「EUのデータ保護機関は、欧州委員会が、AppleによるShazamの提案された買収への調査の文脈で、顧客の個人データに関する「商業的にセンシティブなデータ」の更なる集中の効果を分析するという意図を認識した。EDPBは、重大な合併が提案された場合、特に経済の技術セクターにおける合併が提案された場合にはいつでも、経済、データ保護および消費者の権利の保護にとっての長期間にわたっての示唆を評価することは必要不可欠であると考えている。デジタル市場における増大する市場集中は、デジタルサービスの消費者が謳歌するデータ保護と自由の程度を脅かす可能性を秘めている。個人のデータ保護およびプライバシーの利益は、市場支配的地位の潜在的な濫用および重大な情報力を蓄積する可能性がありあるいは既に蓄積した企業の合併の評価に関係がある。独立したデータ保護機関は、プライバシー、表現および選択の自由の点で、消費者あるいは社会より一般への影響の評価、および競争法の下での評価において競争当局によって実行される分析とは別にかつ独立して、あるいは統合する形でプライバシーおよび他の自由への否定的な影響を緩和する条件または問題解消措置の特定を支援することができる。」
- 欧州委員会競争担当委員ヴェステア氏2018年9月6日付スピーチ
 - 「データはデジタル経済における鍵である。したがって、潜在的に商業的にセンシティブなデータを含む、重要なデータセットの買収につながる取引を、当該取引が競争を制限しないことを確認するために、注意深く審査しなければならない。Shazamのユーザーおよび音楽データの分析を完了した結果、我々は、デジタル音楽ストリーミング市場においてAppleによるShazamの買収が競争を減少させないと判断した。」

III. まとめ

III. まとめ

- GDPRは、欧州内の企業・組織のみならず、日本企業を含む欧州外の企業・組織に対してデータ保護コンプライアンスの面で大きな影響を与えている法である。
- 事業活動におけるデータの重要性が増大するにつれて、EU競争法上の企業結合規制、単独行為規制および共同行為規制の適用の場面においてGDPRや欧州のデータ保護法との適用関係が問題となる場面が益々増加するものと考えられる。
- 個人情報保護の競争政策上の取扱いという論点は、EUのみならず日本においても当然に問題になるものである。EUにおける整理を参考にしつつ日本独自の整理がさらに進められることが期待される。



杉本 武重
Takeshige Sugimoto
Partner

takeshige.sugimoto@twobirds.com
Direct +32 (0)2 282 6076
Mobile +32 (0)499 054619
(ベルギー)
Mobile +81 80 8051 4848(日本)

2006年 弁護士登録(59期)
同年 第一東京弁護士会所属
2013年 ニューヨーク州弁護士登録
同年 ニューヨーク州弁護士会所属
同年 属
ブリュッセル弁護士会登録(準会員)
同年 同会所属

バード&バード法律事務所ブリュッセルオフィス
パートナー 弁護士 杉本 武重

経歴

2000年 駒場東邦高等学校卒業
2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
2006年 長島・大野・常松法律事務所入所
2012年 シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)
2013年 オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業(Magister Juris)
同年 ウィルマー・ヘイル法律事務所入所、同事務所ブリュッセルオフィス・アソシエイト
2015年 同オフィス・シニアアソシエイト
同年 デュッセルドルフ日本商工会議所法務委員会専門委員就任
2016年-2017年 公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員
2017年 ウィルマー・ヘイル法律事務所退所
同年 ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所入所、同事務所ブリュッセルオフィス、オブ・カウンセル就任。
2018年5月 同事務所退所
2018年6月 バード&バード法律事務所ブリュッセルオフィス・パートナー就任、現在に至る。

主要な取扱分野

EUデータ保護法、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)をはじめとするグローバルデータ保護コンプライアンス
EU競争法(EUカルテル規制、EU企業結合規制および標準必須特許問題を含むEU競争法全般)
EUサイバーセキュリティ法

最近の主要著作

■日本貿易振興機構(ジェトロ)ブリュッセル事務所「『EU一般データ保護規則(GDPR)』に関わる実務ハンドブック(入門編)」(2016年11月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/dcfcebc8265a8943/20160084.pdf
「EU一般データ保護規則(GDPR)に関わる実務ハンドブック(実践編)」(2017年8月)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/76b450c94650862a.html>

最近の主要講演

■一般財団法人日本情報経済社会推進協会・第18回IoTデータ流通促進ワーキンググループ「国境を越えるデータ流通の促進」において「EU一般データ保護規則、十分性認定等の動きを踏まえた産業界の取り組みと課題」と題する講演(東京・2017年12月7日)
■在英国日本国大使館、在英日本商工会議所(JCCI)およびジェトロ・ロンドン「EUデータ保護法早わかりセミナー」講師(ロンドン・2017年11月30日)
■日本貿易振興機構(ジェトロ)主催セミナー「EUデジタル単一市場の進捗と一般データ保護規則への対応」において「一般データ保護規則(GDPR)直前準備と最新動向～SCC、BCRのポイント～」と題する講演(東京・2017年10月5日)
■日本経済団体連合会情報通信企画部会にて「EU一般データ保護規則が企業に与える影響」と題する講演(東京・2016年7月26日)

Thank you & Bird & Bird

twobirds.com

Bird & Bird is an international legal practice comprising Bird & Bird LLP and its affiliated and associated businesses.

Bird & Bird LLP is a limited liability partnership, registered in England and Wales with registered number OC340318 and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority. Its registered office and principal place of business is at 12 New Fetter Lane, London EC4A 1JP. A list of members of Bird & Bird LLP and of any non-members who are designated as partners, and of their respective professional qualifications, is open to inspection at that address.